県中建設事務所

令和８年９月２５日
福島県県中建設事務所

「第３回 郡山地方の維持管理業務に係る意見交換会」を開催しました。

～　河川等維持管理業務委託の令和９年度の全地区導入に向けて　～

郡山地方の今後の維持管理業務の拡充について、ご意見を伺うため意見交換会を開催しました。

【概要】

１　日　時：令和８年９月25日（金）10：00～
２　場　所：郡山合同庁舎３階　打合せ室Ｂ
３　対象者：福島県建設工事等有資格業者
４　内　容：
　　（１）挨拶
　　（２）県中建設事務所の包括的維持管理の内容
　　（３）意見交換

【問い合わせ先】県中建設事務所　企画管理部　主幹兼部長　國分（こくぶん）　彰成（あきなり）
電話　024-935-1403　FAX　024-935-1407

県のホームページで、復旧・復興情報をご覧になれます。
ふくしま復興　インフラ　検索

第３回　郡山地方の維持管理業務に係る意見交換会の内容と結果について（概要）

県中建設事務所
R8.9.25

１　開催日　令和８年９月２５日（金）　１０時から

２　内容

１）県中管内の現状

- 当事務所は、県中地域の12市町村（郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡及び田村郡の3市6町3村）を所管しており、面積は約2,406k㎡で県土の約17.5%、人口は約４９６千人で県人口の約28.7%を占めている。
- 人口は令和２年と令和７年の比較で、福島県全体で約６%、県中管内で約７%減少している。
- 建設業に従事する割合は平成２７年度と令和２年度では同じく１０%であるが、人口が減っているため年々減少の傾向にある。

２）郡山地方の公共物管理の概況

- 福島県の橋梁やトンネル、道路附属物等といった道路構造物はその多くが高度経済成長期に建設され、今後急激に老朽化が進んでいく。

３）県中建設事務所の包括的維持管理業務の経緯

- 道路維持委託補修業務については、平成28年度より一部区域を試行的に導入し、令和3年度には郡山市全域に拡大。
- 河川維持委託補修業務については、令和5年度より湖南地区、田村地区を導入し、包括的維持管理業務委託を拡充。

４）県中建設事務所の包括的維持管理業務の必要性

- 今後においては、包括的維持管理の更なる拡充により担い手不足等に対する対応を確実なものとするため、 包括的維持管理の範囲を拡大する取り組みを実施していく。
- 令和８年度または令和9年度以降よりエリアの拡充を図るため、河川維持委託管理業務に日和田地区、三穂田地区を加え全て包括的維持管理を行う方針。

３　意見交換会の結果

- 別添のとおり

「第３回 郡山地方の維持管理業務に係る意見交換会」で頂いた質問・意見に対する回答

番号	質問・意見	回答
1	建設業の担い手不足を踏まえ、将来にわたり維持管理体制を確保する必要性は理解している。しかし、入札参加資格が「事業協同組合」又は「共同企業体」に限定される点について懸念がある。これまで単独で維持管理業務を担い、十分な施工能力や実績を持つ企業であっても、制度の変更により参加できなくなるのではないか。県としてどのように考えているのか。	今後、人口減少の影響がさらに拡大することが見込まれており、一社で対応することが難しくなっていくものと想定されるため、将来を見据えた持続的かつ安定的な維持管理体制の構築が重要であると考えている。
2	担い手不足対策のための制度変更によって、現在の担い手が維持管理に携わる機会を失い、地域の維持管理の裾野が狭まるのであれば、制度の本来の目的と矛盾するのではないか。	担い手不足が懸念されていく中で、今後の維持管理については組合等の組織による対応が望ましいと考えており、包括的維持管理への移行を進めていくものである。
3	共同企業体（JV）の参加要件には、人員や除雪体制等について高い要件が設定されていると考える。県として、これらの要件を実際に満たして参加できる共同企業体を、どの程度見込んでいるのか。	把握はしていないが、事業者の選定においてはプロポーザル方式による審査を行い、最も適切な事業者を選定する予定である。
4	これまでに共同企業体が入札に参加した実績はあるのか。	これまでに共同企業体が入札に参加した実績は無いと認識している。
5	地域を長年支えてきた企業の中には、従業員数を維持・増加させている企業もある。新たな体制の構築だけでなく、現在、地域に存在する維持管理能力を今後も生かしていくことについても検討いただきたい。	今後の参考とさせていただく。
6	今回の内容が「個ではなく面で支える」という包括的維持管理の考え方が示されており、県中建設事務所が進める包括的維持管理業務の趣旨について理解した。	－
7	令和９年度から河川維持も対象に追加される点については歓迎したい。近年の激甚化・頻発化する災害への対応において、包括的・集団的に対応する体制を構築することは大きなメリットがある。特に今回追加される地区は、令和元年に甚大な被害を受けた地域でもあり、複数の企業による体制の構築は非常に意義深いため推進して欲しい。	－